

小川弓道会 会 則

第1条 名称及び事務所

本会は小川弓道会と称し事務所は会長宅に置く。

第2条 目 的

会員の弓道技術の向上と弓道の普及発展に努めるとともに、会員相互の親睦を図る。
ひいては地域の振興に寄与する。

第3条 事 業

前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 日常の稽古に加え、月例会・講習会。寒稽古等の実施。
- (2) 弓道大会、弓道教室の開催。
- (3) 近隣射会、県・支部等の射会及び講習会への参加。
- (4) 町行事への協力、その他。

第4条 役 員

- (1) 本会に次の役員を置く。
会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 会計 1名 監査 2名
- (2) 会長は会務を総括する。副会長は会長を補佐する。役員は役員会を構成し、会務を分担してその執行にあたる。
- (3) 役員は総会において選出し、任期は2年とする。役員に欠員の生じた時は、役員会でこれを補充することができる。

第5条 会 議

- (1) 総会
 - ・総会は年度当初に会長が招集し、事業計画、予算・決算、役員人事、その他について審議する。出席者の過半数をもって承認・決定する。
 - ・必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (2) 役員会
 - 役員会は会長が招集し、本会の運営について必要事項を審議決定する。

第6条 会 員

- (1) 会員は会費を納入し、本会の事業の推進に努めるとともに、道場の管理に協力しなければならない。
- (2) 会員に事情があり年間を通して本会事業に参加できない時、会費の納入を以って休会とし、会員の資格を継続することができる。

第7条 入会及び退会

- (1) 入会希望者は、弓道教室を経て必要な技術を習得し、役員会の承認により入会が許可される。有段者については別途扱う。
- (2) 退会は、本人の申し出による。また、本会員としてふさわしくない行為のあった会員は、役員会の議決によりこれを退会させることができる。

第8条 会 計

- (1) 本会の会計は会費、その他により賄うものとする。
- (2) 会員の負担すべき会費・その他、若しくは本会の事業に係り支弁される手当などの取り扱いについては別に定める。
- (3) 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第9条 慶 弔

慶弔に関する規定は別に定める。

第10条 会則の運用

この会則の運用については別に細則を定める。

附則

- (ア) この会則は平成6年4月10日から施行する。
- (イ) 令和4年4月24日改正施行